

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務 (入門編)

黒田法律事務所
黒田健二
ユリア・クスマ・ウルダニ

インドネシア投資概要

Q1 インドネシアで外国資本100%の企業を設立することはできますか。

A1 外国資本100%の企業を設立することは可能です。

外国投資企業 (Perusahaan Modal Asing・PMA企業と呼ばれています) は、外国資本100%でも、外国資本とインドネシアの法人または個人の資本との合弁でも、設立することができます。

但し、外国資本100%で設立された企業は、設立から15年以内に、外国株主が100%所有する株式のうち5%以上にあたる株式を、直接譲渡または国内株式市場における間接譲渡のいずれかを通じて、インドネシアの法人または個人に譲渡することが義務付けられています。設立時に外国資本が95%以下である企業には、株式譲渡に関する義務は課されません。

Q2 外国資本の参入が規制されている事業分野はありますか。

A2 あります。また、事業

規模に応じた制限も存在し、小規模事業以外による参入が規制される事業分野もあります。

外国資本の参入規制について

インドネシアには、外国資本の参入が規制される分野を示す「ネガティブリスト」(外資規制対象分野表)が存在します。

2000年7月20日付大統領令第96号の規定により、外資規制対象分野は下記4つのカテゴリーに分けられています。

- 1 国内外を問わず投資が全面的に禁止されている事業分野
- 2 外国資本の参入が全面的に禁止されている事業分野
- 3 国内資本との合弁を条件に外国資本の参入が許可される事業分野
- 4 特定の条件付きで外国資本の参入が許可される事業分野

1、投資が全面的に禁止されている事業分野

以下の11部門については、国内資本、外国資本ともに、参入が認められていません。

- ① 麻薬等の栽培、加工
- ② 海綿の採取、利用
- ③ 環境に害を与える化学物質(ペ

- ④ 化学兵器禁止条約付表1に規定された化学製品（サリン、ソマン等）の製造
- ⑤ 武器、その部品の製造
- ⑥ チクロ、サッカリンの製造
- ⑦ アルコール飲料（蒸留酒、ワイン）、モルトを含む飲料）の製造
- ⑧ カジノ、賭博場の経営
- ⑨ 航空交通システム（ATS）プロバイダーおよび航空法規の調査、分類
- ⑩ 無線周波数帯および衛星軌道監視ステーションの管理と運営
- ⑪ 放射性鉱物の採掘

2、外国資本の参入が全面的に禁止されている事業分野

- ① 生殖細胞質の培養
- ② 森林伐採権の取得
- ③ 森林伐採の請負
- ④ タクシー、バスによる輸送サービス
- ⑤ 小型船舶による輸送サービス
- ⑥ 販売業および販売業支援サービス。但し、大規模小売業（ショッピングモール、スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター）、大規模商業（流通業、卸売業、輸出入業）、展示会／国際会議サービス、品質保証サービス、市場

調査サービス、港湾・ライン以外の倉庫サービス、販売後のアフターサービスを除く。

- ⑦ ラジオおよびテレビ放送サービス、ラジオおよびテレビ放送加入者サービス、マルチメディアおよび印刷メディアによる情報サービス
- ⑧ 映画産業

3、国内資本との合併を条件に外国資本の参入が許可される事業分野

- ① 港湾建設、運営
- ② 発電、送電、電力供給
- ③ 海上輸送
- ④ 公用水道処理、供給
- ⑤ 原子力発電
- ⑥ 病院の設立・運営、健康診断、臨床研究、精神的リハビリサービス、国民健康保険、医療機器レンタル、緊急時における患者搬送および医療支援サービス、病院運営サービス、医療機器の検査・保守・修理サービス
- ⑦ 電気通信
- ⑧ 定期／不定期の商業輸送サービス

4、特定の条件付きで外国資本の参入が許可される事業分野

- ① 淡水魚の養殖

・ スッポン、えび、ニラ（フナ的一种）、ユドックレンブ（かえるの一種）、テラピアに限る。
・ 小規模漁業との共同経営であること。

- ② 底魚（大型魚、ハタ科その他の海水魚）の捕獲
- ・ マラッカ海峡およびアラフラ海におけるインドネシアの排他的経済水域外であること。
- ③ 木材を原料とするパルプ製造
- ・ 輸入チップまたは産業林（HTI）からの原料を使用すること。
- ・ サルフアイト処理およびまたは塩基処理による漂白をしないこと。
- ④ セルロースその他の原料を利用したパルプ製造
- ・ サルフアイト処理およびまたは塩基処理による漂白をしないこと。
- ⑤ 塩基アルカリの製造
- ・ 水銀を使用しないこと。
- ⑥ マングローブ材を原材料とする製品／半製品の加工
- ・ 植樹したマングローブを使用すること。
- ⑦ 貨幣製造
- ・ インドネシア中央銀行の承認および偽造紙幣撲滅機関（BOTASUPAL）の操業許可を得ること。
- ⑧ 特殊印刷（切手、印紙、中央銀

行の有価証券、パスポート、切手付き郵便物等）
・ BOTASUPALの操業許可を得ること。

- ⑨ 乳製品加工（粉ミルク、コンデンスミルク）
- ・ 単なる詰め替えではなく加工処理したものであること。
- ⑩ 合板およびロータリーベニヤ製造
- ・ パプア州のみ。
- ⑪ 製材
- ・ パプア州のみ。
- ・ パプア州以外では、天然林以外で伐採した丸太のみ。
- ⑫ エチルアルコール製造
- ・ テクニカルグレードのもののみ。
- ⑬ 爆発物の原材料製造（硝酸アンモニウム）
- ・ 国防省の推薦を受けた企業体との共同事業であること。
- ⑭ 工業用（商業用）の爆発物および関連部品の製造
- ・ 国防省の推薦を受けた企業体との共同事業であること。
- ・ 製造のみとし、保管と流通は政府の指定業者が行うこと。
- ⑮ 電力事業の立案および監督コンサルティングサービス
- ・ 電力容量50MW以上の水力発電所（PLTA）
- ・ 電力容量55MW以上の蒸気発電所（PLTU）

・電力容量55MW以上の地熱発電所（PLTP）

・電圧500KV以上の変電所
・電圧500KV以上の配電網

⑩電力設備の建設、保守、設置、電力供給支援技術および電力設備設置試験技術の開発

・電圧500KV以上の変電所

⑪石油・天然ガス採掘サービス
・海中採掘のみ。

・インドネシア東部以外で行う場合には、同業者であるインドネシア企業との共同事業であること。

⑫発電事業
・ジャワ、バリ、マドラ島以外の地域のみ。

⑬レストラン
・観光地区およびまたはホテルに併設される場合のみ。

⑭ゲーム場
・観光地区およびまたはホテルに併設される場合のみ。

事業規模に応じた制限について

インドネシアにおいては、小規模事業保護の観点から、特定の事業分野については、大中規模事業の参入が制限されています。

小規模事業、中規模事業および大規模事業の定義は以下のとおりです。

小規模事業

・土地、建物を除く資産が2億ルピア以下であること。

・年間売上が10億ルピア以下であること。

・インドネシア人の所有であること。

・大中規模事業が直接または間接に所有、支配していないこと。

・個人経営または事業体（法人格の有無は問わず、協同組合も含む）のいずれかであること。

中規模事業

・土地、建物を除く資産が2億ルピア以上100億ルピア以下であること。

・インドネシア人の所有であること。

・大規模事業が直接、または間接に所有、支配していないこと。

・個人経営または事業体（法人格の有無は問わない）のいずれかであること。

大規模事業については、資産額の上限はなく、インドネシア人の所有であることといったような制限もありません。

1、小規模事業のために留保されている事業分野

①養鶏（地鶏）

②12海里以内の海域で実施する、30GT/90PK未満の船舶を用いた漁業

③淡水および海水における魚類の養殖

④鑑賞用淡水魚の捕獲

⑤林業

・養蜂場
・砂糖ヤシ、サゴヤシ、籐、ククイノキ、樹木、竹、およびシナモンの栽培

・天然のツバメの巣の採取
・タマリンドの実の収穫および加工

・石炭製造のための林業
・樹液採取のための林業

・アトシリ油（植物原料より精製して採れた油）の原材料収穫のための林業

⑥小規模鉱業

⑦塩漬、加塩、加糖、燻製、乾燥、発酵等の方法により保存・加工した食品および飲料の製造

⑧天然または人工繊維を原材料とし、手動器具を用いた製糸業

⑨手動器具を用いた織物、編物、バティック制作、刺繍等の織物および織物製品の製造

⑩以下の製品の加工

・建物、家屋用建材：竹、屋根用ヤシの葉、スレート屋根、木炭、シユロ・ヤシの繊維

・工業用材料：樹液、樹皮、天然

絹、ピンロウの実

⑪工作、切断のために用いられる、手製または半機械製の手動器具の製造

⑫土地の耕作、生産物加工、収穫、収穫後の処理、加工に必要な道具の製造。ただし、スコップ、くわを除く。

⑬家庭用陶磁器の製造

⑭自動車、30GT未満の船舶、電化製品、電気機器、手動または半手動の家庭用機器の保守・修理サービス

⑮天然または人工の材料を用いた地方独特の文化的価値をもつ手工芸品の作製

⑯小規模、または個人事業主との取引

⑰田園地帯、河川、湖水における30GT未満の船舶を利用した手動による水上輸送およびフェリー輸送

⑱公衆電話、インターネット、建物へのケーブル設置を含む電気通信サービス

⑲保健サービス、医療サービス
・単独または集団の医師による医療行為

・基礎医療サービス
・医療研究センター

・薬局、薬剤師による専門サービス

・助産院

・伝統的医療サービス（鍼、リフ

レクソロジー、伝統的マッサージ)
 ・薬品・食品の販売サービス(薬店、伝統的医薬品・薬草の販売、運搬、薬草・抽出薬の収集)

2、小規模事業との提携を条件として大中規模事業に開放されている事業分野

- ① イモ類の栽培
- ② 白い鯛、カルッパ、真珠、ハタ、エビ、ラビラビ、ニラ、うなぎ、コドックレンプを含む養殖漁業
- ③ 天然絹の生産および産業用林の運営
- ④ 小規模鉱業
- ⑤ 粉ミルクおよびコンデンスミルクの製造、シリアル、ヤム類、サゴ、ムリンジョ、コプラ等の加工食品の製造
- ⑥ 版を使ったバティックの製造
- ⑦ 生の籐の加工および皮革製品の製造
- ⑧ 粘土を利用した建材および石灰製品の製造
- ⑨ 銀細工の製造
- ⑩ 観光用および漁業用木製船舶の製造
- ⑪ 脱穀機、トウモロコシの皮むき機、手動トラクター等の技術を用いた農業用機械の製造

⑫ 手押しポンプ、二輪車の付属品、電気器具、その他の部品、および水道メーターの製造

⑬ 現代的なマーケットを含む大規模小売店およびその他のサービス

・ショッピングモール、スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター、および同種のサービス

・観光地区のレストランサービスおよび/またはホテル施設と統合されたレストランサービス

⑭ 観光業

・観光サービス：観光案内所、コンベンションセンター、インセンティブ旅行、観光コンサルタントサービス、観光情報サービス等

・観光施設：無星ホテル、キャラバンの停泊設備、観光用交通機関、飲食店・バー、公共レクリエーションおよび娯楽施設(レクリエーションパーク、プール、ゴルフ場、ボートング場、ビリヤード場、サウナ、ゲーム場、観光用ビレッジ、および公共娯楽サービス等)

・特別な目的を持った観光サービス：文化的観光、特殊な専門知識と技術を必要とする自然観光

⑮ タクシー、港での貨物積降、貨物検査、船舶の積荷運搬、貨物預かりサービス

⑯ 技能訓練

様々な分野の職業教育、貿易システム、語学、観光、マネジメント、情報技術、芸術、農業

Q3 投資の金額について、最低投資額の規定はありますか？

A3 最低投資額の規定はありません。

投資家は、事業の採算性と事業に見合った合理的金額を考慮した上で、独自に投資額を決定することができます。

Q4 外国投資企業の企業形態はどのようになっていますか？

A4 有限責任会社の形態となります。

外国投資企業は、有限会社の形態で設立され、インドネシアに拠点を置くこととされています。有限責任会社は、「Perseroan Terbatas」(略称「PT」)と呼ばれ、社名の冒頭に「PT」を付して、有限責任会社であることを表すのが一般です。「PT」は、英語の「Ltd.」にあたります。有限責任会社は、法務人権省の承認を受けなければならず、インドネシア

法(有限責任会社法(1995年法律第1号))の遵守が義務付けられます。

本稿は、インドネシアにおける投資に関わる法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家に相談下さい。

黒田健二 (くろだ けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学(LLM)卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。